

いじめの初期対応

～被害児童生徒に寄り添い、守る～



いじめ対応の基本的な心構え

- いじめの情報は個人で抱えず
組織で対応する
- いじめの被害を訴えた児童生徒
やその保護者に**寄り添う**
- 情報を正確に**記録**する

いじめの初期対応

初期対応の流れ

- ①いじめの疑い・いじめの訴えの**把握**
- ②学校いじめ対策委員会での
認知・対応方針の検討
- ③当該児童生徒等からの
聴取・事実確認・調査
- ④学校いじめ対策委員会での
情報共有・指導方針の検討
- ⑤被害児童生徒及びその保護者への**支援**
加害（加害の疑いのある）児童生徒への**指導**
及びその保護者への**助言**
- ⑥解消までの**見守り**、
解消後の**フォローアップ**

■ ①いじめの疑い・いじめの訴えの**把握**

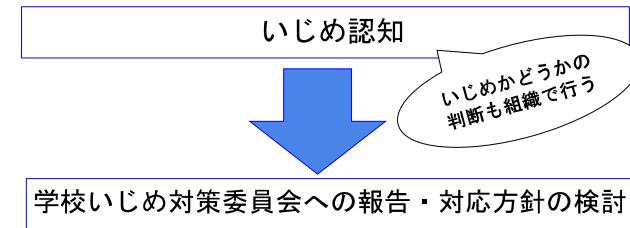
【把握ケース】

- ・いじめが疑われる言動の教職員による発見
- ・被害児童生徒からの訴え
- ・被害児童生徒の保護者からの訴え
- ・他の教職員からの情報
- ・アンケートの内容
- ・周囲の児童生徒、SC等からの情報 等

被害児童生徒に寄り添った対応をする
不安や辛さを受け止める(受容・傾聴)

■ ②学校いじめ対策委員会での **認知・対応方針の検討**

いじめを認知したら、その状況を学校いじめ対策委員会に報告し組織として把握した上で、いじめ行為の有無をどのように確認していくか検討する。



一人で判断しない・一人で抱え込まない

■ ③当該児童生徒等からの **聴取・事実確認・調査**

【複数で対応】

- ・誰が何をどのように聴き取るか
- ・聴き取った結果を共有し、さらに必要な確認を行う

被害児童生徒、加害の疑いのある児童生徒、
その他の関係児童生徒から聴き取る

- ・個別で聴き取る・別室で聴き取る
- ・聴き取る対象が複数いる場合は、
一人一人同時進行で聴き取る
- ・『事実確認』と『指導』を区別する
- ・『事実』と『憶測・推測』を区別する 等

■ ③当該児童生徒等からの **聴取・事実確認・調査** 聴き取り用紙の活用

対象者	年 組 番	氏名
記録者	聴き取り日時	年 月 日 ●:●●~▲:▲▲
確認したいこと		
具体的に	いつ	どこで だれが・だれに どんなことをした／見た／聞いた
【状況】※ 場所の見取り図、人物の配置図など、できるだけ詳細に図示する		
(行為が確認された場合) その理由		

© I's 2019(P27)
聴き取り用紙

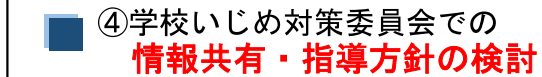
必ず
記録を残す

I's 2019 (平成31年3月 埼玉県教育委員会)

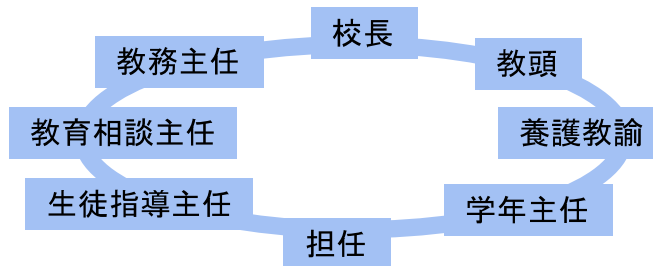
④学校いじめ対策委員会での
情報共有・指導方針の検討

- ・ 集約した情報をもとに、指導方針の検討
- ・ いつ、だれが、どのような指導・支援を行うかを明確にする
- ・ 組織での共通理解を図る
- ・ 事案によっては関係機関と連携を図る

それぞれの役割を明確にし
効果的に指導・支援が行えるようにする



学校いじめ対策委員会（例）



⑤被害児童生徒及びその保護者への支援
加害（加害の疑いのある）児童生徒への
指導及びその保護者への助言

【連絡方法】

- 電話で説明
- 学校に来ていただいて説明
- 家庭訪問をして説明

⑤被害児童生徒及びその保護者への支援
加害（加害の疑いのある）児童生徒への
指導及びその保護者への助言

【内容例】

- 事実を丁寧に説明 
- 当日の学校対応について
- 家庭での様子を尋ねる
- 今後の方針を伝える
- 再発防止策

保護者の話を傾聴し、安心感を与える

認知した日のうちに、
わかっていることは
伝える

⑤被害児童生徒及びその保護者への支援
加害（加害の疑いがある）児童生徒への
指導及びその保護者への助言

【連絡方法】

- ・ 電話で説明
- ・ 学校に来ていただいて説明
- ・ 家庭訪問をして説明

⑤被害児童生徒及びその保護者への支援
加害（加害の疑いがある）児童生徒への
指導及びその保護者への助言

【内容例】

被害児童生徒の辛さや
苦しみが伝わるように

- ・ 状況を共通認識する
- ・ 当日の学校対応について
- ・ 家庭での様子を尋ねる
- ・ 今後の方針を伝え、対応への協力を
得る

⑤被害児童生徒及びその保護者への支援
加害（加害の疑いがある）児童生徒への
指導及びその保護者への助言

保護者に協力を依頼し、加害(加害の
疑いのある)児童生徒に対しても自己の
行為の意味を認識させた上で、成長支
援に繋がる丁寧な指導を行うことが求め
られます。

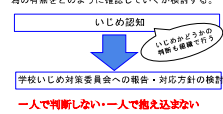
⑥解消までの見守り、
解消後のフォローアップ

- 〈被害児童生徒〉
 - ・ 精神的なケア SC等の活用
 - ・ 安全の確保
 - ・ 継続的な見守り
- 〈加害児童生徒〉
 - ・ 毅然とした指導を行い反省を促す
 - ・ 行為に至る背景や要因への支援、指導
- 〈その他の関係児童生徒〉
 - ・ 心の痛みの共有
 - ・ 集団としての秩序の確認 再発防止教育

保護者との連携も
継続していく

ご清聴
ありがとうございました。

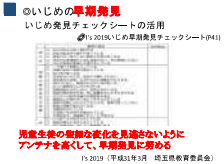
R7 教職員対象 いじめ初期対応 研修 シナリオ

シナリオ	表示スライド
問題行動に対応する際、迅速かつ丁寧な初期対応を組織的に行うことで、問題の解決が可能になります。反対に、初期の対応に丁寧さを欠き、迅速かつ組織的な対応をしなかったことで、問題が解決せず、むしろ大きくなることもあります。 いじめの対応についても同様です。いじめに苦しむ児童生徒に寄り添い守るために、正しい初期対応について理解を深めましょう。	
いじめに対応する際には、次の3つを心に留めておきましょう。 ①「組織」で対応します。 事態が大きくなる前に、些細な事案でも組織で動きます。 ②被害児童生徒、保護者に寄り添います。 安心感を与えられるように、「必ず守る」という思いが伝わるような関わりをもちましょう。 ③「記録」を残します。 いじめの重大事態や裁判になった場合には、記録が重要になります。自分や学校が行ってきたことの証を残すためにも正確に記録を残しましょう。	いじめ対応の基本的な心構え ○いじめの情報は個人で抱えず 組織で対応する ○いじめの被害を訴えた児童生徒やその保護者に 寄り添う ○情報を正確に 記録する
今回は「いじめの初期対応」についてです。	
初期対応の流れは「把握」「認知・対応方針の検討」「聴取・事実確認・調査」「情報共有・指導方針の検討」「支援・指導・助言」「見守り・フォローアップ」です。	■ 初期対応の流れ ① いじめの疑い・いじめの訴え 把握 ② 学校いじめ対策委員会での 認知・対応方針の検討 ③ 聴取・事実確認・調査 ④ 被害児童生徒及びその保護者への 文書 加害（加害の疑いのある）児童生徒への 指導 ⑤ 及びその保護者への 助言 ⑥ 指導後の 見守り ⑦ 解消後の フォローアップ
初期対応の流れ1つ目は、いじめの「把握」です。 このようなケースで把握にいたることが多いです。最初の対応を間違えると、その後のすべてに影響します。とにかく寄り添って話を「聴く」こと、「聴くことに徹する」ことを意識しましょう。また、ここでは指導や助言などはしないようにします。安心して学校生活を送れるように対応する、「守る」というメッセージを伝えましょう。	■ ①いじめの疑い・いじめの訴え 把握 【把握ケース】 ・いじめが疑われる言動の教職員による発見 ・被害児童生徒からの訴え ・被害児童生徒の保護者からの訴え ・他の教職員からの情報 ・アンケートの内容 ・周囲の児童生徒、SC等からの情報 等 被害児童生徒に寄り添った対応をする 不安や辛さを受け止める受容・傾聴
初期対応の流れ2つ目は、「認知・対応方針の検討」です。 把握をしたら、迅速に組織で対応します。学校いじめ対策委員会を開き、対応方針を決めます。緊急の対応が必要な場合でも、一人で抱え込まず、必ず学校いじめ対策委員会等に相談しましょう。 また、生徒指導主任は、相談しやすい職員室の雰囲気づくりにも努めましょう。	■ ②学校いじめ対策委員会での 認知・対応方針の検討 いじめを認知したら、その状況を学校いじめ対策委員会に報告し相談して対応した上で、いじ行為の有無をどのように確認していくか検討する。  一人で判断しない・一人で抱え込まない

初期対応の流れ3つ目は、「聴取・事実確認・調査」です。 ここでは、②の対応方針に基づき、聴取・事実確認・調査を行います。聴き取りは、5W1Hに沿って行い、必ず記録を残しましょう。その際、聴き取りの際の場所・人数・聴き取る教員などについては、十分配慮すること、指導ではなく「聴き取り」であること、「事実」と「憶測・推測」を区別することなどに注意しましょう。加害の疑いのある児童についても決めつけて対応をすることがないようにしましょう。	■③当該児童生徒等からの 聴取・事実確認・調査 【被害者対応】 ・誰が何をどのように聴き取るか ・聴き取った情報を共有し、さらに必要な確認を行う 被害児童生徒、加害の疑いのある児童生徒、その他の関係児童生徒から聴き取る 「聴取で聴き取る、内容で聴き取る」 「聴き取った情報を共有し、さらに必要な確認を行う」 「聴き取った情報を共有し、さらに必要な確認を行う」 「聴き取った情報を共有し、さらに必要な確認を行う」
県で作成した聴き取りシートもあります。(I'sより) どんな形であれ、必ず記録を残しましょう。	■③当該児童生徒等からの 聴取・事実確認・調査 聴き取り用紙の活用 必ず記録を残す 県教育委員会
初期対応の流れ4つ目は、「情報共有・指導方針の検討」です。 ③で集めた情報をもとに指導方針の検討を行います。管理職、生徒指導主任が中心となり、指導方針を検討します。ここでは、様々な角度(立場)から意見を出し合えるようにしましょう。また、ここで決まったことの認識にズレがないように、共通理解・共通行動を徹底します。	■④学校いじめ対策委員会での 情報共有・指導方針の検討 ・集約した情報をもとに、指導方針を検討 ・いつ、だれが、どのような指導・支援を行うかを明確にする ・組織での共通理解を図る ・事実によっては関係機関と連携を図る それぞれの役割を明確にし、効果的に指導・支援が行えるようにする
学校いじめ対策委員会の構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任を中心に構成され、担任や学年主任、養護教諭や特別支援コーディネーターなどを含むこともあります。また、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)など、可能な限り外部の専門的な視点を入れるのがのぞましいです。	■④学校いじめ対策委員会での 情報共有・指導方針の検討 学校いじめ対策委員会(例) 校長 教頭 養護教諭 学年主任 担任 生徒指導主任 教務主任 教育相談主任
初期対応の流れ5つ目は、保護者対応についてです。いじめを把握したら、保護者への連絡報告を行います。まずは被害児童生徒の保護者への連絡です。連絡方法については、このような3つの方法が考えられます。どの方法が適しているかは、事案等により異なりますが保護者へより伝わりやすく安心してもらえる方法を選ぶことが必要です。	■⑤被害児童生徒及びその保護者への支援 加害(加害の疑いのある)児童生徒への指導及びその保護者への助言 【連絡方法】 ・電話で説明 ・学校に来ていただいで説明 ・家庭訪問をして説明
続いて、報告する内容についてです。このような内容を伝えることが必要ですが、いじめを認知したその日に連絡をとることが大切です。現時点で把握できたことや進捗状況を伝えることで、保護者の不安を減らすことができます。これらの内容を保護者に伝えていくためにも、児童生徒の聴き取りでポイントを押さえていきます。特に、家庭での様子を初めに聞くなど児童生徒への配慮の気持ちを大切にしていきます。解決に至った事案でも、定期的な報告をするなど誠実な対応をしていきます。なお、憶測や不確実なことを安易に伝えるのはやめましょう。	■⑤被害児童生徒及びその保護者への支援 加害(加害の疑いのある)児童生徒への指導及びその保護者への助言 【内容例】 ・事実を丁寧に説明 ・当日の学校対応について ・家庭での様子を尋ねる ・今後の方針を伝える ・再発防止策 保護者の不安を軽減し、安心感を与える

被害児童生徒保護者への連絡と同時に加害（加害の疑いのある）児童生徒保護者への連絡も行います。連絡方法は、同じように3つ考えられます。ただ加害（加害の疑いのある）児童保護者に対して内容を伝えるときには、被害児童生徒の辛さや苦しみが伝わるようにします。必要に応じて、直接保護者と顔を合わせて説明することで重大さや正確な事実が伝わりやすいと思います。	⑤被害児童生徒及びその保護者への支援 加害（加害の疑いがある）児童生徒への指導及びその保護者への助言 【連絡方法】 - 電話で説明 - 学校に来ていただいで説明 - 家庭訪問をして説明
加害（加害の疑いのある）児童生徒保護者の説明では、このような点を伝えていきます。学校で聞き取りをした内容と学校での対応を丁寧に伝えます。お家での様子や、保護者の困り感も聞き出せるとこれからは繋げやすくなります。指導した内容だけでなく、これから一緒に成長していくための方針も確認できると良いと思います。	⑤被害児童生徒及びその保護者への支援 加害（加害の疑いがある）児童生徒への指導及びその保護者への助言 【内容例】 - 状況を共通認識する - 当日の学校対応について - 家庭での様子を探る - 今後の方針を伝え、対応への協力を得る 被害児童生徒の辛さや苦しみも伝わるように
加害（加害の疑いのある）児童生徒の保護者への説明では、このようなことを伝えていきます。被害児童が安心して登校することができるよう、いじめという事態の重大さをきちんと伝えていきます。私達は教員なので加害（加害の疑いのある）児童生徒を責めるのではなく二度といじめの加害者にしないためにという視点をもって指導・報告を行います。	⑤被害児童生徒及びその保護者への支援 加害（加害の疑いがある）児童生徒への指導及びその保護者への助言 保護者に協力を依頼し、加害加害の疑いのある児童生徒に対しても自己行為の意識を認識させた上で、成長支援に繋がる丁寧な指導を行うことが求められます。
初期対応の流れ最後は、「見守り、フォローアップ」です。 謝罪が済んだから「解消」ではなく、その後も小さな変化を見逃さないように見守っていきましょう。被害児童生徒が「本当に安心して」学校に通えるように、継続的に支援していくことが大切です。	⑥解消までの見守り、 解消後のフォローアップ 《被害児童生徒》 ・継続的なケア・SC等の活用 ・安全の確保 ・継続的な見守り 《加害児童生徒》 ・継続とした指導を行い反省を促す ・行為に至る背景や家庭への支援、指導（その他の関係児童生徒） ・心の傷みの共有 ・集団としての秩序の確認 再発防止教育 当事者としての考えを聞いていく
「解消」の定義は、ここにある通りです。 「解消」＝「解決」ではありません。その後も継続的に見守りましょう。	⑥解消までの見守り、 解消後のフォローアップ 《解消とは・・・》 (1)いじめ行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月以上）継続していること (2)被害を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと 児童生徒本人だけでなく、 保護者にも「解消」の確認を行う 「解消後」も、注意深く様子を継続する
本研修では、初期対応についての流れを扱いましたが、いじめを未然に防ぐこと、早期に発見することも非常に重要です。 授業時、休み時間や給食の時間、朝や帰りの会、清掃時、放課後のクラブ活動・部活動等、それぞれの時間帯でアンテナを高くし、児童生徒に変わった様子がないか、クラスの雰囲気に変化がないか等、見守ることが大切です。	⑥いじめの早期発見 教師、教員、トイとして みそや感を感じている 教師によって問題を発見する ふだんから関係性で問題や 気が配られる 被害児童生徒にわかるサイン 関係性で気づく 関係性、教師、教師の生徒と仲間関係 加害・被害者は入れ替わることもある 児童生徒の変化を敏感に捉える
児童生徒一人一人をよく見て、些細な変化や違和感に気付けるようにしましょう。 そして、違和感を感じたら、迷わず声をかけるようにしましょう。	⑥いじめの早期発見 被害が起きている はじめてのこと 特に怖くなくても 保護者や職員に話さず 違和感を感じたら迷わず声をかける 見当違いであっても、児童生徒にとっては「自分のことを見てくれている」という安心感につながる 違和感を感じたら迷わず声をかける 見当違いであっても、児童生徒にとっては「自分のことを見てくれている」という安心感につながる

こちらは「早期発見」のためのチェックシートです。
ぜひ、ご活用ください。



一人でも多くのいじめで悩んでいる児童生徒を救えるように。
一人でも多くのいじめで悩む児童生徒を減らせるように。
校内の全ての教員が、しっかりと寄り添った対応ができるようにしていきましょう。

ご清聴
ありがとうございました。

事例研修

先生方へ

よくあるいじめの事例をもとに、スライドを作成しております。
対応の仕方や順序については、このスライドの内容の限りではありません。
一般的な対応の流れやポイントについて、校内で共通理解を図るための一つとしてご活用ください。

①Aさんからのいじめアンケートに「Bさん、Cさん、Dさんから、悪口を言われたり、軽く叩かれたりする。」と記載がありました。

①Aさんからのいじめアンケートに「Bさん、Cさん、Dさんから、悪口を言われたり、軽く叩かれたりする。」と記載がありました。

【学校いじめ対策委員会での認知・対応方針の検討】

いじめを認知したら、その状況を学校いじめ対策委員会に報告し組織で把握した上で、いじめ行為の有無をどのように確認していくか検討する。



一人で判断しない・一人で抱え込まない



いじめを認知したら、一人で判断して行動するのではなく、学年主任、生徒指導主任、管理職等に報告をして、組織で今後の対応を考えていきます。

①Aさんからのいじめアンケートに「Bさん、Cさん、Dさんから、悪口を言われたり、軽く叩かれたりする。」と記載がありました。

【当該児童生徒等からの聴取・事実確認・調査】

【複数で対応】

- ・誰が何をどのように聴き取るか
- ・聴き取った結果を共有し、さらに必要な確認を行う
被害児童生徒、加害の疑いのある児童生徒、
その他の関係児童生徒から聴き取る

- ・個別で聴き取る・別室で聴き取る
- ・聴き取る対象が複数いる場合は、
一人一人同時進行で聴き取る
- ・『事実確認』と『指導』を区別する
- ・『事実』と『推測・推測』を区別する等
配慮する



聴き取りは、一人で行わず、複数人（担任＋学年主任や生徒指導主任、管理職等）で対応します。
聴き取りの内容を集約し、再確認をします。
全て必ず記録を残します。

②当該児童生徒への聞き取りを終え、事実確認がとれました。Bさん、Cさん、DさんがAさんに悪口を言ったり、軽く叩いたりしていたことを認めました。

②当該児童生徒への聞き取りを終え、事実確認がとれました。Bさん、Cさん、DさんがAさんに悪口を言ったり、軽く叩いたりしていたことを認めました。

【学校いじめ対策委員会での
情報共有・指導方針の検討】

- ・集約した情報をもとに、指導方針の決定
- ・いつ、だれが、どのような指導・支援を行うかを明確にする
- ・組織での共通理解を図る
- ・事案によって関係機関と連携を図る

それぞれの役割を明確にし
効果的に支援が行えるようにする



事実確認が取れたら、学校いじめ対策委員会で、今後の指導・支援方針の検討をした後、児童生徒への指導や支援を行っていきます。
ここでの指導や支援の内容も記録に残します。

③学校いじめ対策委員会の後、被害児童生徒、加害児童生徒へ指導を行いました。
その後、保護者に電話で連絡を入れます。
被害児童生徒の保護者、加害児童生徒の保護者に、それぞれどのような話をしますか。

③学校いじめ対策委員会の後、被害児童生徒、加害児童生徒の保護者に、電話で連絡を入れることになりました。
被害児童生徒、加害児童生徒の保護者にどのような話をしますか。

**【被害児童生徒及びその保護者への支援
加害児童生徒への指導及びその保護者への助言】**

【内容例】

- ・事実を丁寧に説明
- ・当日の学校対応について
- ・家庭での様子を尋ねる
- ・今後の方針を伝える
- ・再発防止策

保護者の話を傾聴し、安心感を与える

認知した日のうちに、
わかっていることは連絡を
とるようにする



いじめを認知した際、聞き取りや指導等、対応した内容は、解決に至らなくても、その日のうちに保護者に連絡します。
(特に金曜日は、週明けに持ち越さず対応できるとよいと思います。)
保護者に話す内容を文章でまとめておくなどして、被害児童生徒、加害児童生徒の保護者に伝える内容に相違がないようにします。

③学校いじめ対策委員会の後、被害児童生徒、加害児童生徒の保護者に、電話で連絡を入れることになりました。
被害児童生徒、加害児童生徒の保護者にどのような話をしますか。

**【被害児童生徒及びその保護者への支援
加害児童生徒への指導及びその保護者への助言】**

【内容】

- ・状況を共通認識する
- ・当日の学校対応について
- ・家庭での様子を尋ねる
- ・今後の方針を伝え、対応への協力を得る

被害児童の困り感が
伝わるように



いじめを認知した際、聞き取りや指導等、対応した内容は、解決に至らなくても、その日のうちに保護者に連絡します。
(特に金曜日は、週明けに持ち越さず対応できるとよいと思います。)
保護者に話す内容を文章でまとめておくなどして、対象児童生徒、関係児童生徒の保護者に伝える内容に相違がないようにします。

④いじめの解消に向け、被害児童生徒、加害児童生徒、その他の関係児童生徒それぞれに、今後どのような指導や支援をしていきますか。

※解消とは... (以下の2つが満たされていること)

- ①いじめ行為がやんでいる状態が相当の期間 (3ヶ月以上) 継続していること。
- ②被害を受けていた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

④いじめの解消に向け、被害児童生徒、加害児童生徒、その他の関係児童生徒それぞれに、今後どのような指導や支援をしていきますか。

【解消までの見守り、解消後のフォローアップ】

- 〈被害児童生徒〉
 - ・精神的なケア SC等の活用
 - ・安全の確保
 - ・継続的な見守り
- 〈加害児童生徒〉
 - ・毅然とした指導を行い反省を促す
 - ・行為に至る背景や要因への支援、指導
- 〈その他の関係児童生徒〉
 - ・心の痛みの共有
 - ・集団としての秩序の確認 再発防止教育

保護者との連携
も継続していく



被害児童生徒と関加害児童生徒やその他の関係児童生徒との関わりを注意して見ていきます。(座席・グループづくり、休み時間、部活動等)

児童生徒のために、いじめを認知した際は、
一人で抱えこまず、組織的に対応していき
ましょう！



R7 教職員対象 事例研修 シナリオ

シナリオ	表示スライド
・今から事例研修を始めます。	事例研修
・今回は、アンケート調査による、よくあるいじめを事例として扱っています。対応の仕方や、対応の流れについては、この限りではありませんし、場合によっては、このスライドの内容以上に良い進め方もあるかと思っています。 ・あくまでも、一般的な対応の流れやポイントについて、校内で共通理解を図れればと思いますので、よろしくお願いします。	先生方へ よくあるいじめの事例をもとに、スライドを作成しております。 対応の仕方や順序については、このスライドの内容の限りではありません。 一般的な対応の流れやポイントについて、校内で共通理解を図るための一つとしてご活用ください。
・では、事例に入っていきます。 ・Aさんからのいじめアンケートに、BさんCさんDさんから、悪口を言われたり、軽く叩かれたりすると記載がありました。 ・先生方、まず、どうしますか。少し時間を取るの考えてください。 →学年や近くの先生同士で話し合っていたいただいてもよいかと思っています。	①Aさんからのいじめアンケートに「Bさん、Cさん、Dさんから、悪口を言われたり、軽く叩かれたりすると記載がありました。」と記載がありました。
・確認していきます。いじめを認知した際は、一人で判断して、すぐに行動にうつすのではなく、学年主任や生徒指導主任、管理職等に報告をし、組織（学校いじめ対策委員会）で今後の対応を考えていきます。 ・一人で判断しない、抱え込まないことが大切です。	①Aさんからのいじめアンケートに「Bさん、Cさん、Dさんから、悪口を言われたり、軽く叩かれたりすると記載がありました。」と記載がありました。 【学校いじめ対策委員会へ報告・指導方針の検討】 いじめを認知したら、学年主任や生徒指導主任、管理職等に報告をし、組織（学校いじめ対策委員会）で今後の対応を考えていきます。 一人で判断しない、抱え込まないことが大切です。
・その後、聞き取りは一人で行わず、複数人で対応します。 ・誰が誰にどのように聞き取りを行うのかや、聞き取りを行う場所、『事実確認と指導』や『事実と憶測や推測』を区別する等の配慮が必要です。 ・聞き取り後は、集約し、再確認を行います。 ・聞き取りとともに、必ず記録を残してください。	①Aさんからのいじめアンケートに「Bさん、Cさん、Dさんから、悪口を言われたり、軽く叩かれたりすると記載がありました。」と記載がありました。 【学校いじめ対策委員会へ報告・指導方針の検討】 聞き取りは、一人で行わず、複数人で対応します。 誰が誰にどのように聞き取りを行うのかや、聞き取りを行う場所、『事実確認と指導』や『事実と憶測や推測』を区別する等の配慮が必要です。 聞き取り後は、集約し、再確認を行います。 聞き取りとともに、必ず記録を残してください。
・事例の続きです。 ・当該児童生徒に聞き取りを終え、事実確認がとれました。Bさん、Cさん、DさんがAさんに悪口を言ったり、軽く叩いたりしていたことを認めました。 ・先生方、この後は、どうしますか。 →学年や近くの先生同士で話し合っていたいただいてもよいかと思っています。	②当該児童生徒への聞き取りを終え、事実確認がとれました。Bさん、Cさん、DさんがAさんに悪口を言ったり、軽く叩いたりしていたことを認めました。
・確認していきます。聞き取りを終え、事実確認がとれたら、学校いじめ対策委員会で情報共有を行うとともに、今後の指導や支援方法を検討します。役割を明確にし、被害児童生徒、加害児童生徒、その他の児童生徒に指導や支援を行っていきます。 ・ここでの指導や支援の内容も記録に残します。	②当該児童生徒への聞き取りを終え、事実確認がとれました。Bさん、Cさん、DさんがAさんに悪口を言ったり、軽く叩いたりしていたことを認めました。 【学校いじめ対策委員会へ報告・指導方針の検討】 聞き取りを終え、事実確認がとれたら、学校いじめ対策委員会で情報共有を行うとともに、今後の指導や支援方法を検討します。 役割を明確にし、被害児童生徒、加害児童生徒、その他の児童生徒に指導や支援を行っていきます。 ここでの指導や支援の内容も記録に残します。

・事例の続きです。 ・学校いじめ対策委員会に基づく会議の後、被害児童生徒、加害児童生徒へ指導を行いました。その後、保護者に連絡を入れます。被害児童生徒、加害児童生徒の保護者に、それぞれどのような話をしますか。考えてみてください。 →学年や近くの先生同士で話し合っていただいてもよいと思います。	③学校いじめ対策委員会の後、被害児童生徒、加害児童生徒へ指導を行いました。その後、保護者に電話で連絡を入れます。被害児童生徒の保護者、加害児童生徒の保護者に、それぞれどのような話をしますか。
・確認をします。被害児童生徒の保護者へは、事実を丁寧に説明し、当日の学校の対応を伝えます。また、家庭での様子を尋ねるとともに、今後の方針を伝え、継続した報告の約束をします。 ・保護者の話を傾聴し、安心感を与えることが大切です。	③学校いじめ対策委員会の後、被害児童生徒、加害児童生徒の保護者へ、事実を丁寧に説明し、当日の学校の対応を伝えます。また、家庭での様子を尋ねるとともに、今後の方針を伝え、継続した報告の約束をします。 【被害児童生徒及びその保護者への対応】 被害児童生徒の保護者へは、事実を丁寧に説明し、当日の学校の対応を伝えます。また、家庭での様子を尋ねるとともに、今後の方針を伝え、継続した報告の約束をします。 【加害児童生徒及びその保護者への対応】 加害児童生徒の保護者へは、事実を丁寧に説明し、当日の学校の対応を伝えます。また、家庭での様子を尋ねるとともに、今後の方針を伝え、継続した報告の約束をします。
・加害児童生徒の保護者へは、状況を共通認識するとともに、当日の学校の対応を伝えます。また、家庭での様子を尋ねるとともに、今後の方針を伝え、協力を依頼します。 ・保護者対応のポイントは、聴き取りや各児童生徒への支援・指導内容を、わかる範囲で、その日のうちに保護者へ連絡を入れることです。特に金曜日は、週明けに持ち越さず、対応できるとよいと思います。また、保護者に話す内容は、文章でまとめておくなどし、被害児童生徒、加害児童生徒の保護者に伝える内容に相違がないようにします。	③学校いじめ対策委員会の後、被害児童生徒、加害児童生徒の保護者へ、事実を丁寧に説明し、当日の学校の対応を伝えます。また、家庭での様子を尋ねるとともに、今後の方針を伝え、継続した報告の約束をします。 【被害児童生徒及びその保護者への対応】 被害児童生徒の保護者へは、事実を丁寧に説明し、当日の学校の対応を伝えます。また、家庭での様子を尋ねるとともに、今後の方針を伝え、継続した報告の約束をします。 【加害児童生徒及びその保護者への対応】 加害児童生徒の保護者へは、事実を丁寧に説明し、当日の学校の対応を伝えます。また、家庭での様子を尋ねるとともに、今後の方針を伝え、継続した報告の約束をします。
・最後になります。 ・被害、加害児童生徒、それぞれの保護者も理解し、いじめの対応が一段落しました。いじめの解消に向けて、被害児童生徒、加害児童生徒、その他の関係児童生徒、それぞれに、今後、どのような指導や支援をしていきますか。考えてみてください。 →学年や近くの先生同士で話し合っていただいてもよいと思います。	④いじめの解消に向け、被害児童生徒、加害児童生徒、その他の関係児童生徒それぞれに、今後どのような指導や支援をしていきますか。 ※解消とは、（以下の2つが満たされていること） ①いじめの解消が中心になっている状態が継続していること（3ヶ月以上） 継続していること。 ②被害を受けていた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
・被害児童生徒に対しては、スクールカウンセラー等を活用し、精神的なケアをしていくとともに、安全を確保しながら、継続的に見守りを行っていきます。 ・加害児童生徒に対しては、毅然とした指導を行い、反省を促すとともに、行為に至る背景や要因があれば、それらを踏まえ、支援や指導をしていきます。 ・その他の関係児童生徒に対しては、当該児童の心の痛みを共有するとともに、集団としての秩序の確認をするなど、再発防止教育を行います。 ・被害児童生徒と加害児童生徒やその他の関係児童生徒との関わり（特に、座席やグループづくり、休み時間、部活動等の様子）を注意して見ていきます。	④いじめの解消に向け、被害児童生徒、加害児童生徒、その他の関係児童生徒それぞれに、今後どのような指導や支援をしていきますか。 ※解消とは、（以下の2つが満たされていること） ①いじめの解消が中心になっている状態が継続していること（3ヶ月以上） 継続していること。 ②被害を受けていた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。 【被害児童生徒及びその保護者への対応】 被害児童生徒の保護者へは、事実を丁寧に説明し、当日の学校の対応を伝えます。また、家庭での様子を尋ねるとともに、今後の方針を伝え、継続した報告の約束をします。 【加害児童生徒及びその保護者への対応】 加害児童生徒の保護者へは、事実を丁寧に説明し、当日の学校の対応を伝えます。また、家庭での様子を尋ねるとともに、今後の方針を伝え、継続した報告の約束をします。
・児童生徒のために、いじめを認知した際は、一人で抱えこまず、組織的に対応していきましょう！ ・以上で、事例研修を終わりにします。	児童生徒のために、いじめを認知した際は、一人で抱えこまず、組織的に対応していきましょう！ 